# 令和元年度第3回智頭町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和元年6月10日(月) 午後2時00分
- 2. 開催場所 智頭町役場2階 第1·第2会議室
- 3. 出席委員(14人)

| 会 長     | 1番  | 小 林   | 功   |     |   |     |     |
|---------|-----|-------|-----|-----|---|-----|-----|
| 会長職務代理者 | 14番 | 中澤 一  | - 博 |     |   |     |     |
| 委 員     | 2番  | 小宮山 晃 | と 次 | 3番  | 春 | 摘   | 要   |
|         | 4番  | 小 川 啓 | 产介  | 5番  | 葉 | 狩り  | 建 一 |
|         | 6番  | 福 安   | 健   | 7番  | 或 | 岡   | 美保子 |
|         | 8番  | 池本英   | 夫   | 9番  | 植 | 木   | 克 茂 |
|         | 10番 | 藤原康   | € 生 | 11番 | 寺 | 坂 ' | 富 雄 |
|         | 12番 | 竹下る   | み子  | 13番 | Ш | 中,  | 宣 守 |

- 4. 欠席委員(な し)
- 5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

 15番
 前川義則
 16番
 草刈章博

 17番
 平尾睛次
 18番
 西沖和己

- 6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の決定
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ いて
    - 議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

8. 会議の概要

## ( 開 会 午後2時00分 )

#### 事務局長

ただ今から、令和元年度第3回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しておりま す。

それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしくお願いします。

#### 会 長

皆さん、こんにちは。先月の27日、28日の二日間、全国農業委員会会 長大会というのがございまして、そちらの方に出席させていただきました。

今回の会長大会の議案の中には、「人と農地対策を通じた地域の再生を目 指して」というのを大きなキャッチフレーズとし、その中では、大会のスロ ーガン、「意向把握と話し合い活動で人と農地の問題を解決しよう」を先ず かかりに上がっておりました。これは現在、智頭町が意向調査をそれぞれの 農家の皆さんの方にアンケートを取らせていただいた中で、69パーセント の回収率ではございましたけれども、土師地区においては、草刈最適化推進 委員によって意向調査に基づいた話し合い活動を進めておられますが、やは りこの事がスローガンとして一番目に上がっておりました。もう一つ目は 「地域の声を取りまとめた意見の提出に積極的に取り組もう」ということで あります。それから、智頭町にはちょっとあれでございますけれども、「認 定農業者等の担い手の確保・育成に取り組もう」ということであります。そ れから「自然災害からの、復興対策に万全を期そう」と。それぞれの県で異 常気象による農地等の災害が非常に大きな問題になってきておるというこ とであります。それから「農業者年金の加入推進活動を強化しよう」という ことで、やはり農業者年金は国の税金を使ってある程度、状況によっては2 分の1程度の掛け金部分を負担し、農家の老後の対応についての備えをして いこうということでもあります。

それから「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動を推進しよう」 ということでもあり、また、毎回ですが、全国農業会議が発刊しております 全国農業新聞と農業図書の購読をお願いしたいということもございました。

今回の大会において、令和元年の初めての大会ということでございますけれども、政策提案決議、食料農業の農村政策の強化に向けてということで、 先ほど言いました「人と農地対策を通じた地域の再生を目指して」という案で一応全国大会に提案されたということでもあります。

それから、2号議案の政策提言と言いますか、これについては、地域農地を活かし、担い手応援する全国運動を展開しようではなかろうかということであります。

それから、3番目の議案といたしては、先ほど申し上げました情報提供活動。これの一層強化に関する申し合わせ決議をしようと。鳥取県の場合、全国農業新聞が千部以上であったのですけれども、農業委員会の組織改変以降、人数も減ってきたということもあって千部を切っておるというようなこ

ともございます。その中で、全国のそれぞれの農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明をやっていただいたと。それは、岐阜県高山市農業委員会、奈良県桜井市農業委員会、佐賀県伊万里市農業委員会、それぞれが取り組んでおられる内容についてのお話を聞いて、決意表明をされたということであります。そういう点において、やはり我々も、智頭町農業委員会としましても課題問題点の解決に向けて取り組んでいかなければならないのではなかろうかと思っているところでもあります。

なお、大会終了後には、地元選出の国会議員の諸先生方に、大会における 決議の要請させていただきました。石破先生、島根県選出ですが青木先生、 赤澤先生、舞立先生に要請活動をしてきました。これにつきましても、平成 28年の改正農業委員会の施行で、農地利用の最適化に全力で取り組んでい こうのが、現在行われている農業委員会活動の根幹ではなかろうかなと思っ ております。これを加速させていくには、農業、農村の現場からの意見を積 み上げて行かなければならないのではなかろうかということで、東部の方で は私が代表して、石破先生に話をさせていただきました。

農業に対する課題は山積しておりますけれども、農業委員、農地利用最適 推進委員として、地域農業を今後継続的に人・農地プラン等々をベースに取 り組んで行っていただくということをお願い申し上げて、簡単ではあります けれども、挨拶とさせていただきます。

## 議長(会長)

それでは、議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

#### 議長(会長)

異議なしということですので、それでは、8番 池本英夫委員、9番 植木克茂委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請ついて」を議題とします。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものであります。

それでは番号1について、事務局の説明を求めます。

#### 事務局長

それでは、議案書の1ページで説明させていただきます。

申請地ですが、大背字道ノ下 990 番 1、地目は田んぼで、597 ㎡と、同じく大背字百田 2153 番、田んぼ、1,390 ㎡、同じく字寺山 893 番、畑で 292 ㎡。同じく寺山 906 番 1、畑で 146 ㎡の、合わせて 4 筆で 2,425 ㎡です。権利は 3 条の無償の所有権移転、贈与でございます。譲渡人が大背 992 番地の●●

●●さんから、譲受人は息子の●●●●さんへの贈与でございます。

農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、 田植機、コンバイン等を保有され、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えられ、今後も効率的に耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、贈与後も効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は20aであり、50a以上ありますので問題ありません。

最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では 水稲等を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の 確保に支障を生じないと認められます。

場所でございますが、申請位置図をごらんください。1ページに位置図を示しております。このように、かなり点在しておりますけれども、赤く囲って黄色く示したこの4筆でございます。2ページに公図を付けております。3ページに現状の写真を付けておりまして、こちらの4筆になります。以上でございます。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、12番の竹下るみ子委員に現地の事前調査を お願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番

6月2日に、●●さんとお会いしました。今、事務局から説明のあったとおり、生前に贈与しておきたいということで申請されたそうで、問題はないようです。

以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(「なし。」という者の声あり)

議長(会長)

それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局長

2番です。一筆目が智頭字大目谷 1301 番、畑で 426 ㎡。二筆目が同じく 智頭字ヲトロ 1347 番 1、田んぼで 1,221 ㎡。三筆目が同じく字ヲトロ 1363 番 1、畑で 81 m。四筆目が同じくヲトロ 1364 番 3、畑で 44 m。合わせて 4 筆で 1,772 mです。こちらも無償の所有権移転、贈与となります。譲渡人が智頭 1343 番地 1 の $\oplus$   $\oplus$   $\oplus$   $\oplus$  さんから、譲受人が同居の息子さんの $\oplus$   $\oplus$   $\oplus$   $\oplus$  さんです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター等を保有され、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えられ、今後も 効率的に耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、贈与後も効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は 10 a であり、1,772 ㎡ありますので問題ありません。

最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では 水稲、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利 用の確保に支障を生じないと認められます。

場所でございます。位置図の4ページ、5ページ、6ページに、それぞれ住宅地図で示しております。7ページ、8ページには公図を付けております。9ページには現況の写真を付けております。

以上でございます。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、7番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7 番

6月9日に●●●さん宅にお伺いし、話を聞きました。元気なうちに贈与 しておきたいということで、問題ないと思います。 以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの 説明について、発言のある方は挙手願います。

(「なし。」という者の声あり)

議長(会長)

それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長(会長)

全員賛成ですので、番号2は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求

めるものです。

それでは、番号1につきまして事務局に説明を求めます。

#### 事務局長

農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について、農地法及び同法 施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見 を求めるものです。議案書の2ページをごらんください。

1番。申請地が南方字柳ヶ坪 1818 番、登記簿上は田んぼ、現況は畑でございます。面積は 988 ㎡です。権利の種類は使用貸借でございます。貸付人が、南方 799 番地の●●●●さんから、借受人が同居の長男、●●●●さんへの使用貸借でございます。転用目的としては、林業関係用の駐車場ということでございます。転用理由は、「現在使用している駐車場に住宅を新築するため、新たに林業関係用の駐車場を整備するため」ということでございます。

農地区分は第3種農地となり、許可根拠は原則許可です。

それでは位置図をごらんください。10ページに位置図を示しておりま す。黄色く示したところが申請地でございまして、その前に縦に走っている のが町道でございます。こちらの町道が4メートル以上ございまして、上下 水道の管が通っていること、また、半径500メートル以内に町の関係施設、 保育園、中学校、児童館等ありますので、圃場整備はしてありますけれども、 その関係で第3種農地となります。 圃場整備されている関係で、農振の農用 地区域でありましたけれども、そちらの除外関係の方も全て手続きが終わっ ておるものでございます。11ページに公図を付けておりまして、12ペー ジのところには転用事業計画書を付けております。説明致しましたように、 現在のトラック、林業機会等の駐車場に息子さん夫婦が家を建てられるとい うことで、新しく駐車場を設けられたいということでの今回の申請でござい ます。7番のところに隣接の関係が記載されておりますけれども、東側の● ●●●さん、西側の●●●●さんからは同意書をもらわれております。被害 防除の関係につきましては、13ページにありますけれども、下の方の1番 の(5)に記載されてあるように、何かあっても「責任を持って対処する」と いうことでございます。14ページにもありますけれども、あくまでも「駐 車場のみ」で、建物等は建てる計画はありません。 15ページには配置図、 土地利用計画図を付けております。このような形で林業用のトラック、機械 等を止められるという計画でございます。16ページのところで断面図等も 付けております。このような形で、あま土を全て捲られまして、砕石を敷き 固めるということで、舗装まではされないということです。排水につきまし ては、既存の水路の方に流される計画でございます。17ページに現況の写 真を付けておりますけれども、現在はこのように部分になっておるというこ とでございます。

以上でございます。

議長(会長) ただいまの説明に関連して、7番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお

願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

## 7 番

5月29日に、●●●●さん夫婦にお会いして話を伺いました。現在住んでおられる家が手狭ということで、長男夫婦の家をどうしても建てたいということで、建てるにあたって、今度は機械やトラックを置いているところがどうしても必要になってくるということで、土地を探されました。しかし、費用面なり、家に近いところが良いということで、自分の家の土地を駐車場にするといことになって、お父さんから息子さんが借りるという話で計画されました。場所的にもいろんなものが近いですが、仕方がないと思いました。以上です。

#### 議長(会長)

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(「なし。」という者の声あり)

## 議長(会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

#### 議長(会長)

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。

非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。 それでは、番号1について事務局の説明を求めます。

#### 事務局長

それでは、議案書の3ページでございます。

1番です。申請地が南方字犬神 12番2、田んぼで 165 ㎡でございます。 所有者が智頭 802番地の●●●●さんです。非農地の事由としては「平成5 年頃から駐車場として使用し、現在に至る。」ということでございます。

場所につきましては、申請図の18ページに位置図をごらんください。図面の上の方の、千代川の上の方が国道373号線になります。現在は●●●

●さんの隣接のところでございます。19ページに公図を付けておりまして、20ページに現況の写真を付けておりますけれども、このような形ですでに駐車場に利用されておるということでございます。

以上でございます。

#### 議長(会長)

ただいまの説明に関連して、7番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお

願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7 番

6月9日に●●さん宅にお伺いし話を聞きました。土地を貸しておられるのですが、その土地が、平成5年頃から駐車場と庭木が植えられたようになっておりまして、現状復旧できるような状態でないので、お願いしたいということでした。

以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり決定いたしました。

次に番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局長

2番です。申請地が大背字家廻リ974番、畑で352㎡です。所有者が大背992番地の●●●●さんです。非農地の事由としましては、「45年前、作業小屋を建築。以降、作業場及び資材置き場として使用し現在に至る。」ということです。

申請地でございますが、21ページに位置図を示しております。五月田集落内の農地でございます。22ページに公図を示しておりまして、23ページに現況の写真を付けております。

以上でございます。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、12番 竹下るみ子委員に現地の事前調査を お願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番

6月2日に、●●さんにお会いしました。45年も前からの話ですし、今 更どうすることもできないような状態でしたので、別段問題ないと思いま す。

以上です

## 議長(会長)

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

## 議長(会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第3号 番号2ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

## 議長(会長)

全員賛成ですので、議案第3号 番号2は原案のとおり決定いたしました。

次に番号3について、事務局の説明を求めます。

#### 事務局長

番号3番。申請地が大背字荘谷1044番、田んぼで46㎡です。所有者が大背992番地の●●●●さん。非農地の事由としましては、「40年以上前に杉とヒノキを植林し、現在に至る。」ということです。

位置図の方ですけども、24ページからになります。五月田集落の奥の方の山の中でございます。25ページに公図を付けておりまして、26ページには現況の写真を付けており、このような状態になっております。

以上でございます。

## 議長(会長)

ただいまの説明に関連して、12番 竹下るみ子委員に現地の事前調査を お願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

#### 12番

2番と同じく、6月2日に確認しました。40年も昔で、写真のように木も大きくなっておりますので、今更どうすることもできないので、別段問題ないと思います。

以上です

## 議長(会長)

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの 説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

## 議長(会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第3号 番号3ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

## 議長(会長)

全員賛成ですので、議案第3号 番号3は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。

智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので。意見を求めるものです。

それでは、事務局に説明を求めます。

#### 事務局長

議案書の4ページをお願いします。

5月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。利用権設定面積ですが、全て田んぼで、 $4,261\,\mathrm{m}^2$ です。利用権を設定する者が24名、受ける者が140でざいます。期間としては、全て100年未満のものとなります。

5ページで詳細について説明いたします。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上でございます。

## 議長(会長)

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言の ある方は挙手願います。

## (質問、意見なし)

## 議長(会長)

ないようですので、それでは採決いたします。議案第4号について、原案 のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員挙手)

## 議長(会長)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書 について」を議題とします。

農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。

それでは、事務局に報告させます。

#### 事務局長

議案書の6ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約でございます。こちらはいわゆる国有農地でありま

す。戦後の農地解放の時に、一旦国のものにされた以降、所有権の移転が難 しかったものについて、賃貸借の形で契約されたものです。今回、鹿の被害 が拡大していることから解約されるものです。

(議案書に基づいて、通知書の内容を朗読)

以上です。

## 議長(会長)

報告が終わりました。

それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業 委員会第3回総会を閉会いたします。

( 閉 会 午後2時35分 )

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

# 令和元年6月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 池 本 英 夫

智頭町農業委員会委員 植木 克茂